

無料・低額診療の内容は下記の通りです

[診療費の減免]

対象となる方

生活の困窮により、医療費の支払いが困難な方。

減免基準

吹田市の生活保護基準を準用し、窓口負担の減免を行います。
申請者の1ヶ月の世帯収入が生活保護基準の150%以下の方に対し、
診療費の自己負担を段階的に無料または低額にします。
相川診療所の認定審査の上、相談の際には住宅環境、家族構成、
家計状況などをおうかがいし、総合的に判断します。

減免範囲

総診療費(保険が適用される費用)のうち発生する自己負担金を限度とします。
文書料や予防接種料、健康診断料などは対象外となりますのでご注意ください。

※保険調剤薬局(お薬代)は対象外となります。

※相川診療所での無料・低額診療の適用は、他の医療機関では対象となりません。

減免期間

減免期間については6ヶ月から最大1年間とします。

※減免期間中であっても、収入に変動があった場合、減免率が変わることがありますので、必要書類の再提出をお願いします。

申請に必要なもの

①収入の確認ができる資料(給与明細直近3ヶ月分)

(賞与所得のある方は、その金額も含めて1ヶ月の収入を計算するので申し出てください)、
課税証明書、源泉徴収票、確定申告の控え(直近)、
年金改定通知書・振込通知書、銀行の通帳など

※同居者で収入のある方(年金含む)がおられる場合は、全員分の所得を確認できる資料を提出してください。

②健康保険料などの証明書(健康保険料、介護保険料、年金保険料、住民税の支払額がわかる資料)

③健康保険証(「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となる方は必ず申請を行ってください)

④印鑑

※対象外となる方に関しましても、生活相談などを行っています。ご遠慮なくご相談ください。

医療法人 共愛会 事業所

法人本部・総務	☎06-6381-2005	訪問看護ステーションあいかわ	☎06-6318-1371
相川診療所	☎06-6382-6770	ヘルパーステーションあいかわ	☎06-6317-6032
健康友の会あいかわ事務局	☎06-4860-7761	デイサービスセンターあいかわ	☎06-6381-2119
相川通所リハビリテーション	☎06-6381-2372	相川デイサービスセンターあいかわ	☎06-6381-6605
相川ケアプランセンター	☎06-6381-3090		